

評価を行うに当たっての確認事項

平成19年10月19日
微生物・ウイルス専門調査会

1 リスク評価の内容（目的、範囲）

(1) 目的

鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリについて、現状及び想定される対策を講じた場合の人の健康影響への効果を推定するためリスク評価を実施すること

(2) 範囲

○病原体 *Campylobacter jejuni*及び*Campylobacter coli*を評価対象とする

○対象者 日本に在住するすべての人を対象とする

○疾患 経口暴露によって起こる胃腸炎症状を主とする食中毒疾患を対象とする

○食品 養鶏場で生産され、食鳥処理場で処理後、流通・販売を通じ、家庭・飲食店等で消費される鶏肉を主とする畜産物を対象とする

2 リスク評価で求めたい結果の形式

(1) 病原体汚染率を指標として可能な限り定量的に現在のリスクを推定

(2) 各段階での衛生対策など想定される対策を講じた場合の効果を推定

3 リスク評価の必要性

食品安全委員会が自らの判断により行う食中毒原因微生物に係る食品健康影響評価としては、食中毒疾患の発生状況や症状の重篤さの観点から、まず鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ等4案件を選定した。さらに、その中で評価に必要な科学的知見の蓄積程度等による実行可能性についても検討を進めた。その結果、カンピロバクター食中毒については、少ない菌数でも発症が可能であり、食鳥処理場から食卓までの間、食材中で微生物がほとんど増殖することがない等の理由から、食品健康影響評価を行うことができると決定した。

4 評価に見込まれる時間

科学的な議論を尽くす必要があり、また、国内では本格的な微生物学的リスク評価が行われた実績がないことから、評価に見込まれる時間を予め設定することは困難であるが、円滑な審議に努めることによって、可能な限り早く結論を出す。

5 リスク評価方針

(1) 食品安全委員会において策定された「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に従い、科学的知見に基づき評価を実施する。

(2) 食品安全委員会の研究・調査事業である「食品健康影響評価技術研究」及び「食品安全確保総合調査」との連携・活用を行う。

(3) 評価を進めるに当たり、リスクコミュニケーションに努める。